

石川交通 安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全確保のための事業運営の方針等
- 第3章 輸送の安全確保のための事業の実施及び管理の体制
- 第4章 輸送の安全確保のための事業の実施及び管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という)は、道路運送法(以下「法」という)第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全確保のための事業運営の方針等

(輸送の安全のための基本方針)

第3条 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内での輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場の安全への取組状況を十分に踏まえつつ、社員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるとの意識を徹底させる。

2. 輸送の安全のための計画の策定、実行、チェック及び改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全のための情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全のための重点施策)

第4条 前条の輸送の安全のための基本方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を社員に徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- ② 輸送の安全のための費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- ③ 輸送の安全のための内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。

- ④ 輸送の安全のための情報の連絡体制を確立し、社内に必要な情報を伝達共有する。
- ⑤ 輸送の安全のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施する。

(輸送の安全のための目標)

第5条 前々条に掲げる基本方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全のための計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全のための重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全確保のための事業の実施及び管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全確保のための最終的な責任を有する。

- 2. 経営トップは、輸送の安全確保のために、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3. 経営トップは、輸送の安全確保のために、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4. 経営トップは、輸送の安全確保のために、業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、かつ、そのための企業統治を適確に行う。

- ① 安全統括管理者
- ② 運行管理者
- ③ 整備管理者
- ④ その他必要な責任者

- 2. 支配人は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、支配人管内を統括し、指導監督を行う。
- 3. 輸送の安全のための組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で不在である場合や、重大な事故、災害等に対応する場合も含め別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から、安全統括管理者を選任する。

- 2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該

管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体上の事由その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等に対する違反または輸送の安全確保の状況について確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- ② 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持する。
- ③ 輸送の安全のための基本方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施する。
- ④ 輸送の安全のための報告連絡体制を構築し、社員に対し周知徹底を図る。
- ⑤ 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告する。
- ⑥ 経営トップ等に対し、輸送の安全確保のために改善が必要な場合は、率直に意見を述べる等、改善の措置を講じる。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- ⑧ 輸送の安全確保のため、社員に対して必要な教育または研修を行う。
- ⑨ その他、輸送の安全確保のための統括管理を行う。

第4章 輸送の安全確保のための事業の実施及び管理の方法

(輸送の安全のための重点施策の実施)

第11条 輸送の安全のための基本方針に基づき、その目標を達成するために、計画に従い、輸送の安全のための重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全のための情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や、運行管理者と運転者等との意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全のための情報が適時適切に社内で伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップまたは社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内の報告連絡体制の周知徹底を図り、事故、災害等発生時の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全のための教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全のための目標を達成するために、必要な人材育成の教育及び研修の具体的計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全のための内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら、または安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全のための内部監査を実施する。
さらに、重大な事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全のための内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した時点で、その結果を速やかに経営トップに報告する。なお、改善すべき事項が認められた場合はその内容の報告とともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、当面必要な緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全のための業務の改善)

第16条 経営トップは、安全統括管理者から、事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、そのために必要な改善のための方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または、必要な事項において、現在よりもさらに高度の安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全のための基本方針、それに基づく目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全のための組織体制及び指揮命令系統、同重点施策、同計画、同予算等実績額、事故、災害に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全のための教育及び研修の計画、輸送の安全のための内部監査結果

- 及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全のための記録の管理等)

- 第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全のための事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。